

議案第 85 号

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 6 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部を改正する条例

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例（平成 13 年さいたま市条例第 159 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第 10 条 [略]</p> <p>2 児童発達支援センターは、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p><u>(1) 法第 6 条の 2 の 2 第 5 項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること。</u></p> <p><u>(2) 法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する保育所等訪問支援に関すること。</u></p> <p><u>(3) 法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児相談支援に関すること。</u></p> <p><u>(4) 障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者総合支援法第 5 条第 18 項に規定する相談支援をいう。）に関すること。</u></p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第 12 条 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援、同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援又は<u>同条第 6 項</u>に規定する保育所等訪問支援を利用することができる者は、次の各号のいずれ</p>	<p>(業務)</p> <p>第 10 条 [略]</p> <p>2 児童発達支援センターは、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p><u>(1) 法第 6 条の 2 の 2 第 5 項に規定する保育所等訪問支援に関すること。</u></p> <p><u>(2) 法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援に関すること。</u></p> <p><u>(3) 障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者総合支援法第 5 条第 16 項に規定する相談支援をいう。）に関すること。</u></p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第 12 条 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援、同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援又は<u>同条第 5 項</u>に規定する保育所等訪問支援を利用することができる者は、次の各号のいずれ</p>

かに該当する児童及びその保護者とする。

(1)～(3) [略]

- 2 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援を利用することができる者は、法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者とする。
- 3 障害者総合支援法第5条第18項に規定する相談支援を利用することができる者は、障害児の保護者であって、同条第19項に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとするもの又は障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。

(使用料)

第13条 [略]

- 2 法第21条の5の28第1項に規定する肢体不自由児通所医療を受けた児童に係る法第6条の2の2第9項に規定する通所給付決定保護者は、当該肢体不自由児通所医療について、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から法第21条の5の28第2項の規定による肢体不自由児通所医療費の額を控除した額を児童発達支援センターの使用料として、市長に納付しなければならない。

かに該当する児童及びその保護者とする。

(1)～(3) [略]

- 2 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援を利用することができる者は、法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者とする。
- 3 障害者総合支援法第5条第16項に規定する相談支援を利用することができる者は、障害児の保護者であって、同条第17項に規定する厚生労働省令で定める便宜を受けようとするもの又は障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。

(使用料)

第13条 [略]

- 2 法第21条の5の28第1項に規定する肢体不自由児通所医療を受けた児童に係る法第6条の2の2第8項に規定する通所給付決定保護者は、当該肢体不自由児通所医療について、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から法第21条の5の28第2項の規定による肢体不自由児通所医療費の額を控除した額を児童発達支援センターの使用料として、市長に納付しなければならない。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。